

令和6年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
1	R6. 4. 11	R6. 4. 25	東京都の住民監査委員と監査事務局の、住民監査請求にかかる取扱要領そのほかの内規（以下リンクのようなものを想定しています） https://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/chousei/juumin/youryou.html 来庁しての光ディスクでの写しの交付を希望します。																本件請求に係る対象公文書としては、「住民監査請求に基づく監査における証拠の提出及び陳述に関する実施要綱」及び「住民監査請求に基づく監査における陳述の傍聴に関する実施要綱」が該当するところ、これらは当局ホームページに掲載されており、閲覧することができる。 そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当し、公文書の開示をしない。	監査事務局総務課
2	R6. 4. 12	R6. 4. 25	東京都監査事務局総務課調査担当において、メールにおいて照会を受けた事柄について、回答の可否やその程度を定めた、内規について知ることのできる文書				1												請求に係る公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	監査事務局総務課

表の見方

<決定区分>

・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<(根拠規定) 条例7条>

・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。

・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。